昭和57年11月5日 619号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

体育施設がある児童館 一番町に落成

区営住宅、区民集会室など併設

一番町10番地に建設を進めていた区の複合施設が完成し、その落成式が10月25日に行われました。

この施設は地上6階、地下1階建で、地下1階から地上3階までが「区立一番町児童館」、4階から6階までは「区営一番町住宅」になっているほか、1階には、「区民集会室」と「婦人教養実習室」および「千代田一番町郵便局」が設けられています。

区内で5番目に誕生した一番町児童館の特色は、何といつても"体育室"です。これは、区内の児童館に設けられたはじめての体育施設で、いろいろなスポーツや遊びを通じて児童の体力増進を図ることを目的としています。

11月1日から7日までは、開館を記念の"オープニングフェスティバル"が開催され、はやくも大勢のこどもたちでにぎわっています。

体育室

幼児室

10月25日に行われた落成式

音楽室

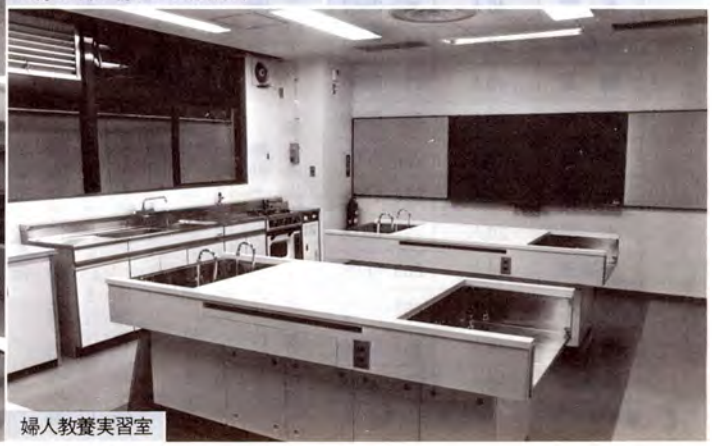

婦人教養実習室

ご利用ください 2つの資金

中小企業年末資金
貸付額　200万円まで

中小企業を経営しているひとを対象に、融資あっせんをします。

受付期限は十一月二十日(土)までですので、お早めに申込みを。

貸付額　二百万円以内

利　率　年五・二五%(本人負担分)

返済方法　一か月据置後、十か月以内の均等返済

融資目標額　五億六千万円

必要書類(それぞれ一部づつ)

①申込書

②事業税(事業税非課税のときは住民税)の納税証明書

③前年度の決算書

④決算期以降最近までの試算表

⑤登記簿謄本

受付期限　十一月二十日(土)まで(ただし、融資目標額になり次第締切ります)

勤労者生活資金
貸付額　30万円まで

中小企業に勤務しているひとを対象に、常時受付を行っています。

貸付額　三十万円以内

利　率　年五・五〇%(本人負担分)

返済方法　一か月据置後、三十三か月以内の均等返済

2つの資金の申込みは

二つの資金のくわしい申込資格などについての問合せや、申込みは、商工課融資係へどうぞ。

区政懇談会延期のお詫び

去る十月二十一日から各出張所で開催する予定であったこと しの区政懇談会は区長の健康上の都合により延期となりました。

開催直前の延期のため、区民のみなさんに、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

なお、同懇談会の開催については決まり次第お知らせします。

加藤区長入院

加藤区長は、十月十九日開催された全町会長懇談会の席上、高血圧性脳内出血を起し、小田原市内の病院に入院、現在治療中です。

一番町児童館で 学童クラブの児童を募集します

十一月に開館した一番町児童館で、学童クラブの児童を募集します。

学童クラブは、両親が働いているなどの事情で、学校から帰ってきても世話をするひとがいない家庭のこどもさんを預り、遊びを中心に生活や学習の指導をするものです。

対　象　区内の小学校に通学する一年生から三年生までの児童

定　員　五十名

学童クラブ日　児童館の開館日

なお、児童館の休館日は、月曜日(毎月最終の週は日曜日)、祝日、年末年始です。

学童クラブ時間　下校時から午後五時まで

学童クラブ開始日　昭和五十八年一月六日(木)

申込み・問合せ　十一月十六日(火)から十二月十五日(水)まで、一番町児童館(一番町十☎230－〇八六六)へ申込みを。

●一番町児童館の学童保育室

区立幼稚園の園児を募集

申込・問合せは各幼稚園へ

昭和五十八年度の区立幼稚園の園児をつぎのとおり募集します。

応募資格　区内に住んでいて、つぎの年齢に当てはまること

・**三歳児**　昭和五十四年四月二日から五十五年四月一日までに生まれた幼児

・**四歳児**　昭和五十三年四月二日から五十四年四月一日までに生まれた幼児

・**五歳児**　昭和五十二年四月二日から五十三年四月一日までに生まれた幼児

通園区域　各幼稚園の通園区域は小学校の通学区域です。

募集人員　左表のとおり

申込書の配布　十一月二十四日(水)から二十六日(金)までの三日間、午後一時から三時まで、各幼稚園で配布します。

申込みの受付・日時など

・十二月一日(水)から三日(金)までの三日間、午後一時から三時まで各幼稚園で受付。

・申込む際は、申込書と世帯全員が記載されている住民票の写し一通を添えて、保護者が直接幼稚園へ申込みを。

・申込みは一人一園に限ります。同時に二園以上申込んだ場合は無効となりますのでご注意を。

申込み・問合せ　左記の各幼稚園へ。

●募集する区立幼稚園(3歳児)

幼稚園	募集人員	電話番号
番　町	40人	263-3725
麹　町	40人	263-7330
富士見	40人	263-1009
九　段	40人	263-0567
永田町	20人	581-7783
錦　華	40人	291-3835
淡　路	20人	251-0768
神　田	40人	252-2006
千　桜	40人	256-1709
小　川	20人	294-0318
西神田	40人	263-6609
今　川	20人	862-3773
芳　林	40人	251-4949
佐久間	20人	866-9938

※各幼稚園とも4・5歳児は若干名

昭和57年度 第2回 住宅資金融資あっせん

受付期間 11月15日～30日

この制度は、千代田区内に住宅を建築（新築、増築）したり、購入しようとするとき、あるいは、住宅やブロック塀の改修をしようとするとき、その資金の一部を低利な条件で借りられるよう、金融機関にあっせんするものです。

区民はもちろんのこと、千代田区外に住んでいても区内に一親等の親族が住んでいれば利用でき、また、法人（賃貸用住宅に限る）でも利用できます。

申込みの受付期間は、十一月十五日(月)から三十日(火)までです。

昭和五十八年六月ごろまでに家を建築したり、購入を予定している方は、今回申込んでください。

なお、今回の融資枠は、二億円です。

☆対象となる住宅

融資の対象はつぎのとおりです。

自己用住宅

●新築　住宅の面積が四十～百六十五平方㍍以内

●購入　新築で住宅の面積が四十～百二十平方㍍以内

●増築　居住部分が七平方㍍以上の増築で、その部分を含めた住宅の総面積が四十～百六十五平方㍍以内

賃貸用住宅

一戸あたりの住宅専用面積が三十～八十二平方㍍（自己用部分については四十～百六十五平方㍍）で、総床面積が五百平方㍍以下であること

なお、法人の申込みは賃貸用住宅になります。

併用住宅

住宅と事務所、店舗、車庫などが併設されているもので、住宅専用部分が総床面積の三分の一以上であること

住宅の改修

住宅の居室の拡大、その他居住性を高める工事

ブロック塀の改修

安全性、耐久性から改修が望ましいと区が判定したもの

☆申込みができるひと

申込みができるひとは、つぎの条件にあてはまることが必要です。

個人の場合

①申込者、または申込者の一親等の親族（親または子）が区内に引続き一年以上居住していること

②区内に建築用地を持っているか借地権を有していること

③前年度の住民税を完納していること

④申込時の年齢が二十歳以上で、満七十歳までに返還できること

⑤融資金の返還および融資金の利子の支払いが確実なこと

⑥担保等の設定が可能なこと

⑦賃貸用住宅の融資申込者は、当該住宅の取得に要する費用の二十㌫以上の自己資金を有すること

法人の場合

①中小企業基本法第二条に規定する法人で、設立後三年以上同一事業を経営していて、区内に一年以上住所を有していること

②個人の資格のうち②③⑤⑥⑦に該当すること

共同建築の場合

申込者全員が有資格であること

☆融資の限度額

融資を受ける限度額は、つぎの計算で算出された額の最も低い額

・融資基準額に区の決めた対象面積を乗じて得た額の百分の八十。ただし、公庫等の融資を併用する場合は、区の決めた対象面積を乗じて得た額の百分の百から公庫融資額を差引いた額

・申込者（共同建築の場合は申込者各人）の前年度所得の三倍の額（法人は別途計算します）

・住宅等の種類に応じて定める額

自己用作宅　一千五百万円

賃貸用住宅　五千万円

住宅の改修・ブロック塀の改修　二十万円以上百五十万円以内

☆融資対象の面積

自己用住宅

●新築・購入は、四十平方㍍から百平方㍍を限度とした住宅部分の面積。ただし、老人世帯等を含む二世帯住宅の場合は、百二十五平方㍍まで

●増築は、七平方㍍から五十平方㍍を限度とした居住部分の面積

賃貸用住宅

四百二十平方㍍を限度として、つぎの①②③の面積の合計

①各戸の住宅専用部分の総面積

②自己の居住用部分を有する場合は、自己用住宅の専用部分の総面積

③共用部分を有する場合は、①の面積の十分の一を限度とした面積

☆償還の方法

償還期間は、融資金の全額融資が完了した翌日から起算し、二十年以内の元利均等月賦償還です。

☆利率および利子補給

新築・購入・増築、自己用住宅の改修、ブロック塀の改修

利　率　八・四六％

本人負担率　六・四六％

賃貸用住宅・賃貸用住宅の改修

利　率　九・九〇％

本人負担率　七・九〇％

償還期間の前半期にわたり、区が利子補給（年二％）を行います。

☆特例対象者への措置

つぎにあてはまる場合には、その内容により、利子補給の割増し、居住期間や抽選免除など、特別に配慮がされます。

・区立・区営住宅、都営住宅から出るひと

・公共事業により立退くひとや災害にあったひと

・心身に障害のあるひと（同居を含む）

・六十歳以上の親と同居するひと

・共同建築をするひと

☆申込みに必要な事項

必要な書類

●いずれの申込みにも必要な書類

①住宅資金あっせん申込書

②世帯全員の住民票の写し

③昨年度住民税の納税証明書

●親族が区内にいる区外居住者が申込む場合は…戸籍抄本

●賃貸用住宅に申込む場合は…設計計画書および略設計図

●法人が申込む場合は…登記簿謄本

連帯保証人

住宅保険に加入できない住宅、住宅やブロック塀の改修、賃貸用住宅の申込者は必要です。

☆申込方法

融資内容を説明したしおりの配布

十一月十一日(木)から区民部住宅課、区政案内相談コーナー、各出張所の窓口で配布します。

融資の申込書の配布と受付期間

申込書は、十一月十一日(木)から住宅課で配布し、十一月十五日(月)から三十日(火)まで受付ます。

受付場所・問合せ　区民部住宅課

痴呆性のおとしよりをお預りします

申込みは福祉課へ

東京都では、「痴呆性老人短期保護事業」を行っており、区役所の福祉課の窓口で申込みの受付を行っています。

これは、痴呆性老人の介護にあたっているご家族の方が、病気などで介護ができなくなったときに、そのおとしよりを一時的に施設にお預りするものです。

●対象となるおとしよりは

都内に住むおおむね六十五歳以上の方で、普段特別な介護を必要とし、介護する家族が病気や事故などのために、その介護が受けられなくなったひと

ただし、伝染性疾患のあるひとや入院治療を必要とするひとは対象となりません。

●保護する期間は

原則として七日以内。ただし、場合によっては延長もできます。

●保護する施設は

・有隣ホーム（世田谷区）
・山水園（八王子市）
・多摩済生園（小平市）
・桜ヶ丘延寿ホーム（多摩市）
・ベタニアホーム（中野区）
・なぎさ和楽園（江戸川区）
・あそか園（江東区）

●施設への送り迎えは

施設への送り迎えはご家族でお願いします。

●費用は

一日につき一千四百円です。（生活保護世帯は無料）

●申込みは

医師の診断書と印鑑を持って、福祉課老人福祉係へ。

●問合せは

・東京都福祉局老人福祉部計画課
☎212－五一一一内線27－227
・千代田区厚生部福祉課老人福祉係

昭和57年度『明るい選挙』作品コンクール入選作品決る

ことしの『明るい選挙』作品コンクールには、区内の小・中学校から、四百六十五点の応募があり、審査の結果、つぎのとおり入選作品が決りました。（敬称略。○印は区長賞）

ポスターの部

・**小学校**　小野寺由紀（富士見小）、難波利充（九段小）、○島本華子（九段小）、田中孝枝（九段小）、佐藤敏子（九段小）、千田洋史（神田小）、名嶋香苗（千桜小）、永岡昭人（小川小）、矢羽田信一（西神田小）、中川克則（西神田小）

・**中学校**　川合健（今川中）、○佐藤亮良（今川中）

標語の部　国岡世紀（九段小）、木田めぐみ（九段小）、市村久子（永田町小）、安東興國（永田町小）、姫井寛子（永田町小）

作文の部　舟橋陽子（錦華小）、松本郁子（錦華小）

書道の部　松島千恵子（錦華小）、林美里（錦華小）

あなたの一票

日本の未来を
かえてゆく

ご存じですか　体の不自由な方への自動車に関する優遇制度

体の不自由な方が、自動車を利用して、日常生活の行動範囲を拡げようとするとき区では、つぎのような援助を行っています。

自動車の運転免許取得費を補助します

対象となるひと

①運転免許の適性試験に合格しているひと
②身体障害者手帳一～三級のひと
ただし、内部障害は四級以上、下肢または体幹にかかる障害は五級以上で歩行が困難なひとも含みます。
③運転免許証試験の受験資格を有するひと
④本人の前年度所得税額が四十万円以下のひと
⑤引続き三か月以上千代田区内に住んでいるひと

補助限度額　十一万円

申込み・問合せ　福祉課障害者福祉係

自動車の改造費を助成します

対象となるひと

身体障害者手帳の交付を受けている低所得世帯に属する下肢または体幹機能に障害のある方で、就労などで自分が所有し運転する自動車の操向装置や、駆動装置などの一部を改造する必要があるひと

助成限度額　十万円

申込み・問合せ　福祉事務所（☎264－〇一五一）

税金や保険料、公共料金など　口座振替のご利用を

〝口座振替制度〟とは、預金してある金融機関（銀行・信用金庫・信用組合）が、納期日までに、指定の預金口座から自動的に振替えて払込む制度です。

一回の手続きで、銀行や区役所、出張所へ納めに行く手数がはぶけ、また、払込みを忘れたりすることもありません。

国民健康保険や国民年金の保険料、税金、公共料金などの払込みにご利用ください。

とくにお忙しい方、留守がちの方は、ぜひ口座振替の手続きを。

●手続きは簡単です

口座振替の手続きは簡単です。手続きに必要な書類は、金融機関の窓口や区役所などにあります。

くわしいことは左記へご連絡を。

・税金については
税務課税課第二係
・国民健康保険保険料については
国民健康保険課収納係
・国民年金保険料については
国民年金課保険料係

●口座振替を利用している方は

現在、口座振替を利用している方は、預金残高をお確かめください。

納期のお知らせ

所得税第2期分

納期限は11月30日(火)です

お送りした納付書で、お近くの金融機関または郵便局へ納めてください。

大気汚染による《《《 呼吸器系の病気にかかったとき 》》》

千代田区内に住んでいる方や通勤・通学している方が、大気汚染により気管支ぜん息などの呼吸器系の病気にかかったとき、治療費などを補償する「公害被害補償制度」があります。

この制度は、無料で治療が受けられるほか、その病気の程度に応じて補償を受けることができます。

また、これらの各種の補償制度のほかに、健康の回復を目的とした「公害保健福祉事業」も行っています。

公害補償制度

対象となる疾病などは

対象となる疾病と在住・在勤・在学期間は、下の表のとおりです。

申請は区役所へ

この制度による補償を受けるためには、区役所に申請手続きをして、患者として認定されることが必要です。

つぎの書類を持参して手続きをしてください。

・現在治療を受けている医療機関の診断書
・住民票（無料で交付されます）または在勤・在学証明書
・印鑑

申請があると区では、問診や検査などを行い、それらの資料をもとに認定審査会にはかります。

そして、大気汚染によるものと認定されると、その程度に応じて各種の補償が受けられます。

●指定疾病と在住・在勤・在学期間

疾病名	在住者	在勤・在学者
慢性気管支炎	2年以上（6歳未満は1年以上）	3年以上（6歳未満は1年6か月以上）
気管支ぜん息	1年以上（1歳未満は6か月以上）	1年6か月以上（1歳未満は9か月以上）
ぜん息性気管支炎		
肺気しゅ	3年以上	4年6か月以上

補償の種類

この制度では、医療費、療養手当、障害補償費、児童補償手当、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料などの補償が受けられます。

公害保健福祉事業

事業の種類

区では、公害保健福祉事業として、リハビリテーション（水泳教室・療養指導教室・親子遠足）、転地療養（サマースクール）、空気清浄機等用具の貸与、家庭訪問指導などを行っています。

＊

この補償制度や福祉事業の具体的な内容など、くわしいことは保健衛生部保健課へ問合せてください。

●ことしのサマースクール(8.17～23)

☎ 区長にひとこと電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264－0151

毎月1日・15日　午前10時～11時30分

区政に対する意見・要望・提案などがありましたらお気軽にどうぞ。

お買物懇談会

区内のお魚屋さんが教える　魚の食べごろ―その見分け方と料理法―

あなたはいくつ読めますか？

鮭 鰯 鮎 鯖 鰹 鱒 鰈
鯛 鰺 鱈 鯉 鱚 鰊 鰤
鰻 沙魚 秋刀魚

どのくらい読めましたか。

魚は、私たちの毎日の食生活のなかでかかすことのできないものです。

そして、日本では、それぞれの季節に合った魚に恵まれ、四季折々の魚料理が味わえます。

そこで、区では、東京都魚商業協同組合麹町・神田支部の後援で、「お買物懇談会」を開催します。

懇談会では、消費者のみなさんと区内のお魚屋さんとの懇談と併せて、魚屋さんの指導による、魚の鮮度の見方と調理法について、学んでいきます。

ふるってご参加ください。

とき　十一月十六日(火)、午後一時三十分～四時

ところ　内神田社会教育会館料理教室

対象　区内在住の主婦

募集人員　五十名（先着順）

講演　魚の鮮度の見方について

講師　東京都魚商業協同組合神田支部長　萩原宜氏

料理講師　東京都魚商業協同組合神田支部副支部長　福島正夫氏

申込み・問合せ　十一月十日(水)の午前九時から商工課消費経済係へ電話で申込んでください。

※魚偏の読み方は欄外に。

わがまち千代田を清潔に　ネズミのいっせい駆除　11月22日～28日

区では、清潔な環境づくりと伝染病の予防のため、十一月二十二日(月)から二十八日(日)までの七日間、ネズミのいっせい駆除を行います。

街並みが整備され、ビル化が進んでも、ネズミが顔を出しては清潔な街とはいえません。

ネズミ退治は地域ぐるみでいっせいに行うことが、最も効果的です。

ネズミ駆除薬剤は、町会を通じて各家庭に配布します。

薬剤を使用するときは、薬剤といっしょに配布する説明書をよく読んでください。

なお、ネズミ取器も無料で貸出していますので、希望する方はいつでもご連絡ください。

問合せ　保健衛生部管理課衛生係

おしらせ

保健所だより

■子宮がん検診
対　象　区内に住む30歳以上の女性
ところ　東京都がん検診センター
■麹町保健所で募集
検診日　12月3日(金)午前9時
定　員　25名（先着順）
申込み　麹町保健所☎212－7814
■神田保健所で募集
検診日　11月25日(木)午前9時～10時
定　員　25名（先着順）
申込み　神田保健所☎291－3641
■乳がん検診（予約制）
対　象　区内に住む30歳以上の女性
なお、生理の始まる1週間前から、生理が終わるまでの期間は受診できません。
受診料　無料
■麹町保健所で実施
と　き　12月6日(月)午後1時30分～3時
定　員　30名（先着順）
申込み　麹町保健所☎212－7814
■神田保健所で実施
と　き　11月17日(水)午後1時30分～2時30分
定　員　30名（先着順）
申込み　神田保健所☎291－3641
■乳幼児健康相談
と　き　11月18日(木)、12月23日(木)、午後1時30分～3時
ところ　麹町保健所
内　容　乳幼児の診察、身体測定、保健指導、栄養指導
申込み　当日直接麹町保健所へ。
■療育相談
と　き　11月18日(木)、12月23日(木)、午後2時～3時
ところ　麹町保健所
内　容　専門医による相談と診察
対　象　身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児
申込み　麹町保健所☎212－7814
■栄養講習会
と　き　11月30日(火)午後2時～4時
ところ　区役所10階会議室
内　容　こどもの発達と健康
対　象　希望者
申込み　麹町保健所☎212－7814
■胃の集団検診
と　き　12月7日(火)午前9時～10時
ところ　東京都がん検診センター
対　象　35歳以上の区民26名
申込み　神田保健所☎291－3641
■栄養教室（3日間）
「糖尿病の食事単位の考え方」
と き・内容　11月12日(金)「糖尿病の食事療法、日常生活の注意」17日(水)「糖尿病食で使われる単位とは、食品交換表の使い方」24日(水)「あなたは1日何単位ですか、必要単位で献立を」いずれも午後1時～4時
ところ　神田保健所
対　象　区内在住・在勤者で糖尿病の食事療法を必要とするひとやその家族で10名（先着順）
申込み　神田保健所☎291－3641

児童館だより

■四番町児童館　☎234－3084
■映画会　11月27日(土)午後3時から「僕とサイの物語」「ねずみのすもう」
■富士見児童館　☎262－1040
■ガラクタ展　12月4日(土)、5日(日)　現在準備委員を募集中。
■西神田児童館　☎294－0631
■講演会（幼児をもつお母さんを対象）　11月18日(木)午前11時～正午　内容は1歳～2歳児期の情緒について、講師は、神田保健所幼児心理相談担当の井上綾子先生です。
■神田児童館　☎253－6021
■映画会　11月10日(水)午後2時から「草原の少女ローラ」「わたしのお家が燃えてるの」
11月27日(土)午後2時から「ピンチクリフ　グランプリ」

■総合体育館　☎256－8444
■個人利用はできません
区主催行事のため、つぎの日は個人利用できません。
主競技場＝11月9日(火)、16日(火)の午後6時～9時

区立総合体育館☎256－8444
第3日曜日は
区民無料開放日
11月は21日です
ご家族おそろいで、卓球や水泳などをお楽しみください。

■老人福祉センター　☎265－3981
■浪曲寄席
と　き　11月21日(日)午後1時30分
出　演　おなじみの愛浪会のみなさん
■老人大学公開講座
どなたでも受講できます。
と　き　11月26日(金)午後1時30分
テーマ　地方自治と住民運動
■短編映画会と利用案内
と　き　11月27日(土)午後1時30分
上映作品　「文楽」「能鑑賞の知識」
利用案内　スライドによる事業紹介、館内見学など、センターについてくわしく説明、ご案内します。（入浴もできます）

■年賀状教室の参加者募集
来年の賀状は、心をこめて手づくりしてみませんか。（全4回）
と　き　11月20日から12月11日までの毎週土曜日、午後2時～4時
募集定員　20名
教材費　200円位
申込み　11月15日(月)からセンター窓口で先着順に受付します。なおセンターを初めて利用するひとのみ電話でも受付。（昨年の受講者は、定員に余裕があれば、17日(水)から受付）

お子さんについての心配ごとは
教育相談　☎256－8140
千代田区立教育研究所教育相談室（内神田2－1－8）
※事前に電話で申込みを。

寄付
福祉事業資金として
金　3万円
飯田橋2－6－3　栗原哲也様

千代田区ビデオ広報
わがまち千代田
第32号（11月号）11月11日放映開始
主な内容
- 小・中学校陸上競技大会
- 思いっ切り、遊ぼう －一番町児童館オープン－
- 秋のイベント、千代田まつり
- おめでとう西神田小80周年

ごあんない

■区民園芸講座
リンゴ、ミカン、ナシ、モモ、カキなどの果樹の鉢植を習います。
と　き　11月17日(水)午後2時～4時
ところ　区役所4階会議室
内　容　果樹の鉢植
講　師　日本盆栽組合会員　勝村昭八郎氏
対　象　区内在住者
定　員　60名（先着順）
申込み・問合せ　11月5日(金)から電話で、環境課環境係へ。
■あなたの街で区民相談
11月19日(金)和泉橋区民会館で
みなさんの心配ごとや悩みごとの相談に応じるため、和泉橋区民会館で区民相談を行います。
お気軽にご利用ください。
と　き　11月19日(金)午後1時～4時（受付は3時まで）
ところ　和泉橋区民会館
相談内容　法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般
問合せ　広報課区民相談係
■千代田荘からのお知らせ
12月の利用できない日
・箱根千代田荘＝8日(水)、25日(土)～31日(金)
・湯河原千代田荘＝1日(水)～3日(金)、15日(水)、28日(火)～31日(金)
3泊4日のご旅行を！
空室がある場合に限って、3泊4日まで利用できます。
申込みは、利用日の2日前までに電話または直接区民課の窓口へ。
■申込み・問合せ　区民課区民係

みんなでスポーツを

■スキー講習会
●志賀高原熊の湯
・一般の部
と　き　昭和58年1月2日(日)～7日(金)早朝（2日午後11時区役所前出発）
ところ　志賀高原熊の湯スキー場
参加資格・定員　区内在住・在勤者（中学生以上）で100名（先着順）
参加費　3万円
・少年の部
と　き　一般の部と同じ日程
ところ　志賀高原熊の湯・笠岳スキー場（一般の部と宿は別です）
参加資格・定員　区内在住の小学校3年生から6年生まで60名
参加費　2万9千円（3日～6日の昼食代と6日の夕食代を含む）
●菅平青年スキーのつどい
と　き　昭和58年1月21日(金)～23日(日)（21日午後7時区役所前出発）
ところ　長野県営菅平スキー場
参加資格・定員　区内在住・在勤者で100名（講習会も行います）
参加費　1万8千500円
※それぞれの申込み・問合せは・熊の湯を希望する一般の部、少年の部とも、11月8日(月)から申込金1万5千円を添えて社会教育課体育係へ直接申込みを。
・菅平を希望する方は、11月22日(月)から申込金8千500円を添えて社会教育課体育係へ直接申込みを。**

国民年金

■千代田区硬式卓球選手権大会
と　き　12月11日(土)午後1時30分から、12日(日)午前9時30分から
ところ　総合体育館
参加資格　区内在住・在勤者
種　目　男子単・女子単、壮年男子（満35歳以上・満45歳以上）、壮年女子（満30歳以上・満40歳以上）、男子複・女子複・混合複
申込み・問合せ　11月29日(月)、30日(火)に社会教育課体育係へ申込みを。

■加入していますか
現在、公的年金制度には、国民年金や厚生年金など八種類があります。
そして、20歳から60歳未満の方のうち、厚生年金や共済組合などの職場の年金に加入していない方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。
また、サラリーマンの奥さんや昼間部の大学生などは、希望すれば国民年金に加入することができます。
国民年金に加入し60歳になるまで保険料を納めた方は、65歳から「老齢年金」が受けられます。
また、万一加入中に病気やけがなどで障害者になったときは、「障害年金」が、ご主人が亡くなられ母子家庭になったときには、「母子年金」などが受けられます。
なお、国民年金に加入しなければならない方で、保険料を納めることが困難なひとには、保険料免除の制度があります。
なお、まだ加入していない方や年金についてくわしく知りたい方は、国民年金課へ問合せてください。

11月の休日診療当番医　（内科 小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　（昼）印は午後5時まで　（夜）印は午後5時～10時

7日	船津診療所	☎263-3569	麹町4－5第7麹町ビル6階
	（昼）松本小児科医院	☎292-8806	猿楽町2－6－6
	（夜）同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
14日	永井医院	☎261-1777	九段南4－6－13
	加賀小児科医院	☎291-9951	神田神保町1－35
21日	五味医院	☎261-6580	麹町1－7
	（昼）岩本町診療所	☎851-8643	岩本町3－4－1
	（夜）同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
23日	新飯田橋内科診療所	☎262-3787	飯田橋2－7－4
	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
28日	桑沢クリニック	☎262-0011	麹町4－4パシフィックビル
	（昼）中沢医院	☎251-2683	外神田3－10－8
	（夜）同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8

夜間・休日の急病は
消防庁テレホンサービス
☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

青果物消費者サービスデー
11月18日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー
11月12日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
11月10日(水)・24日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

区立施設巡回バス
区役所に用事のあるとき
保健所などの施設へでかけるとき
どなたでもご利用ください

わがまち千代田の生立ち その4

官学・私学の発祥地

近代教育の歩みは、明治五年の「学制」発布によって始まります。

しかし、千代田区は江戸時代から医学所、蕃書調所（現在の東京大学の医学部と法・文・理学部の前身）などがあり、また、こどもたちなどを対象とした寺小屋や塾が多く、すでに教育は相当普及していました。

そして、明治になると神田地区は現在の東大、東京外語大、一橋大、学習院（当時は官立）などの官立学校の集中する場所となりました。さらに当時の官立学校は数も少なく、また月謝も非常に高かったので、安い月謝の私立学校が駿河台から小川町周辺に多く設立され、教育施設に恵まれた所となりました。

明治十年頃までの私学は、文明開化を背景に英語やその他の外国語を教える学校、その後は外国の法律や知識を学ぶ必要性が高まり法律を主とした学校が多くできました。今の法政、専修、明治、中央（八王子市へ移転）の各大学もはじめは明治十年代（日本大学は明治二十二年創立）に法律専門学校として区内にできたものです。

これらの学校を含めて明治三十四年には、麹町区に三十六校、神田区に七十二校もの私立学校がありました。

なお、現在の区立小学校（十四校）は明治三年創立の番町小学校をはじめ、すべての小学校が明治時代にできたもので、すでに七校が百周年を迎えています。

◇　◇

神田はとくに学生をはじめ、全国から多くのひとびとが集まる街として発展しました。

この結果、とくに学生相手の商売がめだってふえました。

靖国通りを中心とした古本屋街と新刊を扱う本屋街もその一例です。学生服や徽章屋、文房具屋、学生相手の飲食店、下宿屋、旅館などで成立した町が駿河台下から西神田にかけてできました。

また、ここは近くに砲兵工廠や印刷局などの官営大工場があったため、日本の社会・労働運動の発祥地にもなりました。

こうして、学校、学生そして労働者を対象とした出版活動が盛んに行われたため、出版関連産業が発達し、現在に至っています。

鉄道の発達

一方、街の移り変りに目を転じると、区内で最初に鉄道が敷かれたのは、明治二十三年、秋葉原貨物駅ができたときです。

この秋葉原貨物駅は東北本線、高崎線の起点上野駅から貨物業務を分離した形で新設されました。

これによって、神田の問屋街や当時多町にあった青果市場は、関東地方をはじめ東北・信越地方と直結し、その商業圏が拡大しました。

明治二十八年には、甲武鉄道が飯田町（現在の貨物専用駅の飯田町駅）まで延長され、ついで、三十七年、飯田町と中野間に日本で最初の鉄道電化が行われました。

その後、甲武鉄道は国に譲られ、中央線と名前を変えて、御茶ノ水、昌平橋と延長され、明治四十五年に万世橋で山手線と連絡しました。そのため、現在、交通博物館となっている万世橋は、この時期、東京の中心として大変にぎわいました。

しかし、大正三年の東京駅の開業、さらに東海道線や中央線の起点が東京駅に移ったことによって、東京西部と都心が結ばれ、これを機に丸の内一帯は、本格的な大都市〝東京〟の発展の核となりました。

関東大震災と街の変ぼう

大正十二年（一九二三年）の関東大震災は、区内の経済活動や市民生活に大きな打撃を与えるとともに、千代田区を一変させました。

震災により神田区は全焼し、わずかに佐久間町一帯が地元のひとびとの必死の防火活動によって奇跡的に焼け残っただけでした。また、麹町区でも番町・麹町・平河町一帯と、飯田町一帯、有楽町一帯、大手町一帯が焼失してしまいました。

震災で受けた両区の被害は、記録によると、全半焼家屋五万二三一二戸、死亡・行方不明者数一六五六人にのぼり、被災者は両区の人口の八十％にも達しています。

震災後の復興事業は「帝都復興計画」により行われ、なかでも最大の事業は、国が行った幹線道路計画に基づいた土地区画整理事業でした。

このとき完成した幹線道路は、昭和通りをはじめ、現在の靖国通り、晴海通り、内堀通り、江戸通り、本郷通り、目白通りなどで、これらの道路を中心に区内全域で区画整理が実施されました。

現在の区内の道路や町割は、この帝都復興事業（昭和五年終了）によるものです。

こうして震災をきっかけに、皇居をめぐる石垣・濠などを除き、東京から「江戸」の名残りは一掃され、東京市街地は周辺部に向って大幅に拡がりました。

しかし、この震災を境に両区内の人口は減少し始め、さらにその後の復興による都市化は、〝すまい〟の空間を市外に引き離す結果となり、東京の「職・住分離」現象が、早くもあらわれてきました。

つまり、官公庁・ビジネス街・学生街そして商店街として発展してきた千代田区では、毎日通勤、通学するひとびとが都市に集まり、分散していくという「昼間人口の移動」現象が、約半世紀もの以前から始まっていたわけです。

日比谷交差点付近
「東京震災録（東京市役所）より」